

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千三十二號

海軍大臣官房

昭和十七年三月二日(月)

○ 令 達

官房機密第二五二四號

當分ノ間在支那及海軍戰時特例給與規則第三條(佛領印度支那ヲ含ム)ニ該當スル艦船ニ乗組ノ雇員傭人ニハ別表ニ依リ航海増給ヲ支給ス

前項ノ艦船朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲沿岸ニ寄港スルトキハ各其ノ地ニ付定ムル在勤増給ト同額ノ航海増給ヲ支給ス

本令ハ昭和十六年十二月八日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十七年二月二十八日

海軍大臣

(別表)

雇員傭人航海増給表

地 域	支 給 率
支 那	本給ノ八割

佛領印度支那	同	九割
南洋群島	同	九割
戰 地	同	十割

官房機密第二五七〇號

第一百海軍燃料廠ノ職員中特務士官以下ハ必要ニ應ジ各鎮守府在籍者ヲ以テ補充スルコトヲ得

昭和十七年三月一日

海軍大臣

官房第一一三三號

雜役船ノ所屬ヲ左ノ通變更ス

昭和十七年三月二日

海軍大臣

公稱番號	船 種	舊所屬	新所屬	定數	記事
第六八〇號	特型運貨船	佐世保防備隊	吳海軍工廠	臨時	

海軍公報 (部内限) 第四千三十二號

昭和十七年三月二日

二二七

第四三號	同	同	備隊	横須賀防
第四四號	同	同	砲術學校	館山海軍
第四五號	同	同	附屬	臨時
第四六號	曳船兼交通船 (百噸)	軍工廠		
第四七號	交通船兼曳船 (六十噸)			
第四八號	同			
第四九號	同			
第五〇號	内火傳馬船 (十米)			
第五一號	傳馬船 (六米)			
第五二號	運貨船 (五十噸積)			
第五三號	同			
第五四號	同			
第五五號	飛行機運搬船 (五十噸積)			
第五六號	飛行機運搬船 (百噸)			
第五七號	曳船兼交通船 (百噸)			
第五八號	内火艇 (十二米)			

第六六號	内火傳馬船 (十米)	佐世保海軍需部
第六七號	飛行機運搬船 (五十噸積)	軍需部
第六八號	飛行機運搬船 (百噸)	
第六九號	曳船兼交通船 (百噸)	
第七〇號	内火艇 (十二米)	

昭和十四年軍需機密燃第一二六號通牒首題ノ件左記申
燃料名稱ノ欄中ノ「航空九二揮發油」ヲ「航空九一揮
發油」ニ改ム
(般管需品燃料取扱例規三八三頁参照)

○ 通牒

軍需機密燃第一二二三號
昭和十七年二月二十八日
海軍省軍需局長
關係各廳長殿

○ 辭令

食糧管理局技師 松本 英三
第三艦隊司令部附ヲ命ス(海軍省)

(各通)

大藏事務官 小林 英二
大藏屬 長野 彰

第三艦隊司令部附ヲ命ス(三三〇同)

内務屬 渡邊 長純
大藏屬 鈴木 正本

(各通)

食糧管理局技手 佐治 光男
燃料局事務官 東 澄夫
燃料局屬 木下 幸三郎
燃料局技手 八子 洋平

第三艦隊司令部附ヲ命ス

商工事務官 川崎 立太
商工屬 木村 豊雄

(各通)

同 長澤 幸雄

第四艦隊司令部附ヲ命ス

外務通譯生 小山 嵩

第十一航空艦隊司令部附ヲ命ス(以上三三〇同)

内務屬 國藤 義巧

食糧管理局技師 岸 義人

食糧管理局技手 安倉 弘

商工書記官 榎本 謹吾

燃料局事務官 杉村 正一郎

(各通)

商工事務官 阿部 久一
同 小佐田 忠男
商工屬 飯島 廉平

同 坂下 登

同 溝邊 悟

同 神田 正治

同 安田 範守

同 鈴木 信盛

同 南 秀治

同 米澤 治千代

同 大場 宏一

同 河田 幸一郎

商工省統計官補

第三艦隊司令部附ヲ命ス(三三〇同)
臺灣總督府技師

○ 雜 款

○事務所撤去

伊號第二十九潜水艦艇裝具事務所ヲ二月二十七日撤去
セリ

○訂正

去月二十七日令達欄「官房機密第一〇八一號」ヲ「官
房機密第二五四一號」ニ訂正ス

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十七年三月二日 (月)
海軍大臣官房

○ 雜 款

出征軍人軍屬及在支警察官並其ノ遺族等慰問金釀出明細表 (十二月分)
一金九千九百貳拾八圓參拾壹錢也

内 譯

應 名	金 額	應 名	金 額	應 名	金 額	應 名	金 額
海軍大臣官房	五五九〇	海軍省教育局	五三三〇	海軍航空本部	二二〇八〇	海軍軍醫學校	一八三四三〇
海軍省調査課	三四七三〇	同 軍需局	八三三〇	海軍施設本部	一五〇九四〇	海軍經理學校	九四〇五〇
同 電信課	三六四六〇	同 醫務局	一八五四〇	東京海軍監督官事務所	一六四九四〇	橫須賀鎮守府	六三六〇
海軍文庫	三九〇〇	同 經理局	一六八八〇	侍從武官府	一三〇〇〇	橫須賀鎮守府文庫	九四四〇
海軍省軍務局	一〇二七五〇	同 法務局	三〇三五〇	水路部	一六五五〇	同 軍法會議	一三六八〇
同 兵備局	九三六〇	軍 令 部	四〇五三三〇	海軍技術研究所	三六三三〇	部 橫須賀海軍人事	六三三〇
同 人事局 (含武功調査)	一〇七六〇	海軍艦政本部	六八三三〇	海軍大學校	四三六〇	同 艦船部	一六三九〇

海軍公報 (部内限) 號外

海軍工作學校	館山海軍砲術學校	海軍砲術學校	海軍航空技術支廠	海軍航空技術廠	海軍航空技術廠	團 橫須賀第二海兵	團 橫須賀第一海兵	同 港務部	同 刑務所	同 病院	同 航空隊	同 工廠	同 建築部	同 軍需部	部 橫須賀海軍經理
六〇三〇	五六四〇	一一三三〇	一八〇五〇	五七九〇〇	一七〇七〇	二六二〇〇	六八三〇	六八三〇	一八六〇〇	五九三三〇	三九一五〇	二九九六〇	三七三六〇	三九三六〇	三九三六〇
大湊警備府	大湊海軍工作部	同 刑務所	同 病院	同 工廠	同 建築部	部 佐世保海軍軍需	同 軍法會議	庫 佐世保鎮守府文	佐世保鎮守府	手養成所	吳海軍工廠内技	同 港務部	同 刑務所	同 刑務所	議 吳鎮守府軍法會
三四七〇	二二七〇	七三四〇	一九〇三〇	四四四〇〇	二〇六五〇	三五五〇〇	一三二九〇	二四九〇	五七四九〇	三三六三〇	三六〇六〇	七〇七〇	一八三三〇	一四七九〇	一四七九〇
昭和拾七年壹月參拾壹日 海軍省經理局 海軍主計少佐 兒 玉 茂			大阪海軍監査官事務所	光海軍工廠	豐川海軍工廠	廣海軍工廠	第三海軍火藥廠	第二海軍火藥廠	第一海軍火藥廠	第五海軍燃料廠	第三海軍燃料廠	海軍兵學校	嬉野海軍病院	別府海軍病院	
			一〇三二七〇	九〇五〇	一〇五三〇	一〇七〇〇	三九〇五〇	五〇〇一〇	三三四九〇	七三九〇	一三五四〇	三七二〇〇	二〇八五〇	三三三〇	三三三〇
				大阪警備府	第二十一航空廠	第十一航空廠	第二航空廠	大阪海軍地方人	廣島同	玉 同	福岡同	浦賀同	名古屋同	八幡同	
				三五四八〇	二〇九六〇	一四二二〇	六九七〇	八七〇	二九八〇	一五〇三〇	一九四九〇	一五六〇	三八〇七〇	一六一〇〇	

(限 内 部)

海軍公報(部内限)第四千三十三號

海軍大臣官房

昭和十七年三月三日(火)

○ 辭 令

第四十三海軍用郵便所長ヲ命ス
通信事務官 飯塚長久郎

(各通)

通信書記 池田万治郎
同 竹中貞男

第四十三海軍用郵便所員ヲ命ス

同 早坂賢藏

第三十二海軍用郵便所員ヲ命ス

(各通)

事務員 中野四五美
同 廣瀬文夫

第三十二海軍用郵便所員ヲ命ス

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス(以上三〇海軍省)

海軍航空本部造兵監
督官海軍機關大佐

牟田 菊雄

東京監理官ヲ命ス

東京監査官ヲ命ス(三〇海軍省)

○ 雜 款

○司令驅逐艦變更
第九驅逐隊司令ハ二月二十八日司令驅逐艦ヲ夏雲ニ變
更セリ

○司令潜水艦指定
第十四潜水隊司令ハ二月二十四日司令潜水艦ヲ伊號第
二十八潜水艦ニ指定セリ

○司令艇變更
第二十八掃海隊司令ハ二月二十六日司令艇ヲ第三京仁
丸ニ變更セリ

第一掃海隊司令ハ三月一日司令艇ヲ第三號掃海艇ニ變
更セリ

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

司令、主計長宛
機關長、軍醫長宛

大井丸
多摩丸

(第三十一掃海隊)

海軍公報(部内限)第四千三十三號 昭和十七年三月三日

二二二

○事務所設置
阿賀野艦裝員事務所ヲ二月二十五日佐世保海軍工廠内
ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○事務所撤去
石埼艦裝員事務所ヲ二月二十八日撤去セリ
第一號敷設艇裝員事務所ヲ二月二十八日撤去セリ

海軍公報 (部内限) 第四千三十四號

昭和十七年三月四日 (水)
海軍大臣官房

○令 達

官房機密第二六七一號 昭和十七年三月三日
省分ノ間海軍民政部ノ支拂ニ要スル經費ハ艦隊經費支
辨トシ同部部員タル主計科士官 (出張所勤務ノ主計科
士官ヲ含ム) ヲ分任出納官吏トス
昭和十七年三月三日

海軍大臣

○通 牒

走回數ノ欄中「四回」ヲ「四回但シ三回トスルコ
トヲ得」トシ同表過負荷全力、特殊公試全力ニ對
シテハ標柱間航走ハ之ヲ省略スルコトヲ得

官房第一二〇三號

昭和十七年三月四日

海軍次官

各 應 長 殿

現役及召集中ノ軍人ノ翼贊選舉貫徹運動
不關與ニ關スル件申進

來四月三十日施行豫定ノ衆議院議員總選舉ニ關シ政府
ニ於テハ事前ニ啓蒙肅正ノ國民運動ヲ實施スルコトニ
定メ其ノ趣旨徹底ノ爲部落會、町内會、隣保班 (隣組)
等ノ組織ヲモ利用スル如ク準備ヲ進メラレツツアルニ
付テハ本國民運動ハ固ヨリ翼贊選舉實現ヲ期セントス
ル精神運動ナルモ其ノ性質上指導ノ如何ニ依リテハ或

(限 内)



官房機密第二六九二號

昭和十六年官房機密第九一二七號艦船造修規則及兵器
造修規則ニ依ル諸公試中一部省略實施要領中左ノ通改
正ス

昭和十七年三月四日

海軍大臣

艦船造修規則ノ部

第二號運轉公試 (ハ) ノ (十二) ヲ左ノ如ク改ム

(十二) 第一百十四條乙法 (カ) 表内火主機械ノ部航

海軍公報 (部内限) 第四千三十四號 昭和十七年三月四日

二三三

ハ政治運動ト判別シ難キ點ヲ生ズル惧モアリ隣保班(隣組)ノ長或ハ其ノ構成員タル現役及召集中ノ軍人ノ本運動關與ニ關シテハ此ノ際特ニ戒慎ヲ加フルノ要アルヲ以テ其ノ指導ニ當リテハ左記ニ準據スルコトトシ不用意ノ間ニ政治關與ノ過失ヲ犯サザル様萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

隣保班(隣組)ノ長及其ノ構成員等ト政府ノ行フ翼賛選舉貫徹運動下ノ關係

一 隣保班(隣組)ノ長タル者ハ一般人ヨリ適任者ヲ選ビテ本運動ノ主任者トナシ之ヲシテ部落會(町内會)ニ臨ミ政府ノ方針等ノ傳達ヲ受ケ又ハ其ノ構成員ニ傳達スル等本運動ニ關スル一切ノ事項ヲ行ハシムルコト

町内會長ノ地位ニ在ル者ハ右ニ準ジ行動スルコト
二 隣保班(隣組)ノ構成員トシテ右傳達ヲ受クル場合ハ之ヲ開キ置クニ止メ批判等ヲ爲サザルコト
三 場合ノ如何ヲ問ハズ特定候補者ノ推薦其ノ他政治運動ニ類スル言動ハ一切之ヲ爲サザルコト

官房機密第二六九三號

昭和十七年三月四日

海軍省 副官

各廳長 殿

書類送達ニ軍用定期航空便利ノ件通知

目下左記ノ通海軍々用定期航空實施中ニ付速達ヲ要スル書類等ノ送達ニハ極力之ヲ利用相成度
追テ一般民間定期航空便ハ暫時中止セラレ候

區分(略稱)	運航擔任	發着地	並運航日	記
第一航空輸送班	横須賀 鎮守府	東京 ↑月、水、金 ↓火、木、土	福岡 ↑月、木、金 ↓火、木、土(上海不寄航)	便乗者ノ範圍ハ海軍々人、軍屬及海軍ニテ必要ト認ムル

第七航空輸送班	第六航空輸送班	第五航空輸送班	第三航空輸送班	第二航空輸送班
第四艦隊	(横須賀鎮守府 (横須賀航空隊))	第一南遣艦隊	第三南遣艦隊	(海南警備府 (海南特務部))
サイパン 木 ↑ ↓ トラック 隔金クニシエ 火 隔月リン ↑ ↓ 隔土 ラバウル	横須賀 水 (又ハ横須賀) ↑ ↓ サイパン 木 月 ↓ ↓ パラオ 日 ↑ ↑ 金 ↓ ↓ ダバオ 土	西貢 週三往復 ↑ ↓ 新嘉坡 週二往復 週三往復 ↓ 彼南 (又ハアエ) (又ハアエ) 週三往復 (ルタワル)	高雄 月、水、金 ↑ ↓ マニラ 火、木、土 (又ハ高雄北) 火、木、土 ↑ ↓ ダバオ 月、水、金	臺北 月、火、木、土 ↑ ↓ 高雄 月、火、木、土 月、火、木、土 ↑ ↓ 三亞 月、火、木、土 (外ニ水) 月、火、木、土 (外ニ金) 週三往復 西貢 水 週三往復 盤谷 金

部外者トス

海軍公報(部内限)第四千三十四號 昭和十七年三月四日

二二五

支那方面艦隊	上海	水金	水金	福岡	岡
--------	----	----	----	----	---

經豫機密第三號ノ四〇

昭和十七年二月二十七日

海軍省經理局長

關係各支出官、資金前渡官吏殿

佛印ニ於テ要スル外貨(ピアストル貨)ノ受領方法ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シテハ昭和十七年八月經豫機密第三號ノ四〇及同四六ヲ以テ海南海軍經理部長ニ於テ總括處理ノコトニ通牒致置候處本年三月一日以降ハ第百一海軍經理部西貢支部長艦隊經費分任出納官吏トシテ總括處理ノコトトシ各艦船部隊等ニ於テ所要ノ際ハ同官ノ保有金ヨリ適宜分割交付又ハ現金交換ノ上受領スル外横濱正金銀行西貢出張所又ハ同河内出張所經由送金受領ノコトニ了知相成度

(昭和十六年八月二日、同十六日公報(部内限)參照)

航本機密第一〇三八九號

昭和十六年十月十三日

關係各廳長殿

海軍航空本部總務部長

飛行機機體燃料管系統空氣漏洩試驗ニ關スル件照會

飛行機機體ニ發動機ヲ裝備又ハ換裝作業ヲ實施スル場合ハ燃料管系統中ニ空氣漏入ニ依ル事故生起ヲ防止スル爲自今飛行機造修規則第七章第二節規定ニ依ルノ外左記ノ真空度試驗ヲモ實施ノコトニ取計相成度

記

一 檢査規格

第二項記載ノ要領ニ依リ燃料「タンク」出口ト氣化器入口間燃料管系統ノ真空度ハ水銀柱四〇〇耗以上トシ空氣漏洩ニ依リ真空度ガ三〇〇耗ニ低下スルニ要スル時間ハ五分以上ナルヲ要ス

二 檢査要領(別圖參照)

燃料「タンク」出口「コック」ヲ閉塞シ「タンク」ト管系統ノ連絡ヲ斷テ次ニ氣化器入口燃料管ヲ外シ之ニ真空「ポンプ」ヲ連絡シテ燃料「ポンプ」燃料

1330

管制器又ハ燃料手動「ポンプ」燃料油澁等ヲ含ム燃料管系統全部ヲ真空度水銀柱負四〇〇耗ニ吸引シ同真空状態ニ於テ真空「ポンプ」トノ連絡ヲ「コック」ニ依リ閉塞ス然ル時燃料管系統ニ氣密不充ナル個所アラバ同系統内ニ空氣漏入シ内部真空度ハ逐次大氣壓迄戻ルベシ
尙前記真空「ポンプ」代用トシテ燃料注射「ポンプ」若ハ携帶用酸素吸入器試験器ヲ利用スル事ヲ得
(別圖略)

○雜款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度
司令、主計長宛 第三京仁丸
隊機關長宛 藤丸
軍醫長宛 第五京仁丸
(第二十八掃海隊)

○試験問題發送
第五十期高等科 整備術練習生採用試験問題
第七十八期普通科
第七十九期普通科
第八十期普通科

右二月十日左記ノ通發送濟、未着又ハ別ニ必要ノ向ハ最寄海軍人事部警備府又ハ當隊ニ至急通知相成度
記
一 單獨試験施行豫定ノ各部ハ直送
二 聯合試験用ノモノハ各海軍人事部長警備府參謀長宛送付(聯合試験參加豫定ノ艦船ニシテ豫定變更ノ爲聯合試験不参加ノ向ニ對スル分トシテ若干ノ餘裕ヲ含ム)
(横須賀海軍航空隊)

海軍公報(部内限)第四千三十四號 昭和十七年三月四日

二二七

海軍公報

(部内限) 第四千三十五號

昭和十七年三月五日(木)

海軍大臣官房

○通牒

海人第一號ノ三五

昭和十七年三月四日

海軍省人事局長

關係所轄長殿

丙種飛行豫科練習生ノ入隊手續ニ關スル件通牒

昭和十五年海人第一號ノ一三九ニ依ル首題ノ件ハ自然消滅ノ義ト了知相成度

(諸例則卷二、三〇七頁参照)

海人第一號ノ三六

昭和十七年三月四日

海軍省人事局長

關係所轄長殿

丙種飛行豫科練習生ノ志願ニ關スル件申進

首題豫科練習生ニ採用セラレ入隊時ニ於ケル適性検査

○雜款

ニ合格セザル者ハ自後本豫科練習生ヲ志願セシメザル様取計相成度

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局氣付(軍事郵便) イ壹九 イ四貳
(第百一海軍航空廠本部)

佐世保郵便局氣付(軍事郵便) イ壹〇 イ四貳 イ四壹
(第百一海軍航空廠西貢分工場)

(第十特別根據地隊)

佐世保郵便局氣付(軍事郵便) イ壹九 イ壹七
(第十特別根據地隊)

佐世保郵便局經由(軍事郵便)

第四十一海軍軍用郵便所

第一派出所氣付 海軍友成部隊
(横須賀鎮守府第二特別陸戰隊)

海軍公報(部内限) 第四千三十五號 昭和十七年三月五日

二二九

1332

○事務開始
第八潜水戦隊司令部事務所ヲ二月二十六日軍艦香取ニ設置シ事務ヲ開始セリ
(第八潜水戦隊司令部事務所)

○残務整理

第二十四戦隊司令部残務整理ハ三月十日ヨリ三月二十日迄報國丸、其ノ後ハ吳海兵團内ニ於テ之ヲ行フ
追テ郵便物發送先ハ左ノ通り

三月二十日迄ニ到達見込ノモノハ

吳郵便局氣付 報國丸

報國丸司令部残務整理委員

其ノ後ハ 吳海兵團内

報國丸司令部残務整理委員

(第二十四戦隊)

○本日普通公報發行セズ

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千三十六號

海軍大臣官房

昭和十七年三月六日(金)

○ 通 牒

官房機密第二七二四號

昭和十七年三月六日

海 軍 次 官

關係各廳長殿

海軍遞信兩省暫定戰時造船事務處理要綱
ニ關スル件通牒

昭和十七年勅令第六十八號造船事務ニ關スル所管等ノ
戰時特例ニ依リ海軍ニ於テ造船事務ノ一部ヲ管理スル
コトニ定メラレタル處之ガ事務處理ニ關シ海軍遞信兩
省間ニ別冊要綱ノ通協定セラレ候條可然處理相成度
別冊ハ海軍艦政本部長ヲシテ所要ノ向ニ配付セシメラ
ル

追而協定要綱第十四號船舶ノ造修監督事務ハ昭和十
七年三月十五日ヨリ實施ノコトニ定メラレ候

○ 辭 令

海軍省事務ヲ囑託ス

(各通)

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス

(各通)

海軍省事務ヲ囑託ス(以上 堀江海軍省)

東京海軍通信隊附ヲ免ス(二五〇同)

海軍航空本部ニ於ケル業務ヲ囑託ス(二五〇同)

第一海軍軍用郵便所員ヲ免ス(二五〇同)

東京海軍通信隊附ヲ命ス(二五〇同)

鎮海海軍工作部附海軍技手 豊島 鋼一
佐世保海軍工廠勤務ヲ命ス(二五〇海軍省)

海軍少將 松永 壽雄

樋口 豊文

渡部 要

松平 和子

藤澤 賢藏

通信書記 五十嵐 政一

海軍中將 有地 十五郎

事務員 松林 藤男

通信書記 井上 艶吉

海軍公報(部内限) 第四千三十六號

昭和十七年三月六日

三三二

1334

海軍主計兵曹長 中沖 清信
第六十五警備隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ
爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(臨時出納)支出官
海軍省經理局長)

○ 雜 款

○ 殘務整理
第十二航空戰隊司令部(神川丸司令部) 殘務整理ハ三
月十日以後佐世保海軍通信隊内ニ於テ之ヲ行フ
(第十二航空戰隊殘務整理員)

(限 内 部)

海軍公報(部内限)號外

○辭令

遞信技師	薩川 一義
遞信局事務官	海野 兼敏
遞信局技師	仲 直 溫
遞信局事務官	村松 潤藏
同	古屋 芳政
遞信書記	小林 舜
同	實松 實
同	中尾 興次郎
同	岩井 新五郎
遞信書記補	松尾 清
同	増崎 正男
遞信局技手	多比良 喜三郎
同	加藤 幸作
遞信書記	大熊 一平
同	和田 辰己

(各通)

同	榑 喜作
同	中村 兼吉
遞信書記補	頼田 敏
同	太田 政利
遞信局技手	中村 源一
同	山下 清
遞信書記	井手 六郎
同	草野 清一
同	山下 甚吉
遞信書記補	山本 充夫
遞信局技手	高橋 竹義
遞信書記	瀧間 義雄
同	井手 純一
同	湯澤 常紀
同	上谷 一作
同	皆吉 豊吉
遞信書記補	推津 三郎

昭和十七年三月六日(金)

海軍大臣官房

1336

海軍公報(部内限)號外

(限 内 部)

海軍公報(部内限)第四千三十七號

昭和十七年三月七日(土)
海軍大臣官房

○訓令

官房第一二六四號

昭和十七年三月七日

海軍大臣

旅順方面特別根據地隊司令官殿

關東州防禦營造物地帯令及軍機保護法ノ

事務處理ニ關スル件訓令

旅順警備府司令長官ヲ置カレザル間旅順方面特別根據地隊司令官ハ關東州防禦營造物地帯令及軍機保護法ノ事務處理ニ關シテハ旅順警備府司令長官ノ職務ヲ代理スベシ

○令 達

官房機密第二七二六號

年末年度末賞與内規左ノ道改正ス

昭和十七年三月五日

年末年度末賞與内規

海軍大臣

第一條 海軍軍人、軍屬其ノ他囑託者ノ賞與ハ特ニ定ムルモノヲ除クノ外本内規ニ依ル

第二條 本内規ニ於テ賞與トハ年末賞與、年度末賞與及臨時賞與ヲ謂フ

第三條 前條ノ賞與ノ時期、支給額等ニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

第四條 賞與ノ支給額ハ勤務日數ニ依リ左ノ差等ヲ附スルモノトス但シ所屬長官ハ平素ノ勤務狀況ニ依リ適宜減額スルコトヲ得

勤務日數	支給率
十分ノ九以上	全額ノ十割以内
十分ノ七以上	同 八割以内
十分ノ五以上	同 六割以内
十分ノ三以上	同 四割以内
十分ノ一以上	同 二割以内

海軍公報(部内限)第四千三十七號 昭和十七年三月七日

二三三

1338

十分ノ一未滿

召集者(豫備員ヲ除ク)ニ
限リ全額ノ一割以內

前項ノ勤務日數トハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外前同
ノ賞與期日(豫備員)起算シ第三條ノ規定ニ依リ定メタル
賞與ノ期日迄ノ日數ヲ謂ヒ其ノ期間ハ賞與支給上之
ヲ一期間ト稱ス

第五條 左ノ日數ハ勤務日數ヨリ之ヲ除算ス

- 一 待命、休職、停職、歸休、留置、拘留、處刑、
處罰(勤務ニ服セル日數ヲ除ク)及逃亡中ノ日數
- 二 公務ニ因ラザル傷痍、疾病ノ爲メハ自己ノ願ニ
依リ勤務ニ服セザル日數
- 三 第七條ノ規定ニ該當スル日數

一期間内ニ於テ身分ニ異動ヲ生ジタル場合ハ其ノ前
後ノ勤務日數ヲ通算ス

定期賞與ヲ受クル工員ヨリ轉雇、轉備又ハ任用セラ
レタル者ノ勤務日數ハ最終ノ定期賞與期日ノ翌日ヨ
リ起算シテ之ヲ定ム

第六條 一期間内ニ於テ刑罰ヲ受ケタル者、停職ヲ命
ゼラレタル者又ハ懲戒スベキ行爲ニ因リ待命若ハ休
職ヲ命ゼラレタル者ニハ本賞與ヲ支給セズ但シ職務
上ノ過失ニ因リ八日以内ノ謹慎若ハ禁足又ハ四日以

内ノ拘禁ヲ科セラレタル者ニ付テハ其ノ情狀及平素
ノ勤務ヲ斟酌シテ第四條ノ規定ニ依ル賞與支給額ヨ
リ左ノ區分ニ依リ減額シ賞與ヲ支給スルコトヲ得

謹慎又ハ禁足八日以内、拘禁四日以内ノ者
全額ノ七割

謹慎又ハ禁足六日以内、拘禁三日以内ノ者
全額ノ五割

謹慎又ハ禁足四日以内、拘禁二日以内ノ者
全額ノ三割

謹慎又ハ禁足二日以内、拘禁一日ノ者
全額ノ一割

一行爲ニ對シ一期間内ニ於テ刑罰又ハ行政處分ヲ重
複附加セラレタル者ニ付テハ最多額ノ減額ヲ定メラ
レタル處分ニ依ル

一行爲ニ對スル刑罰又ハ行政處分ガ二賞與期間ニ亘
ル者ニ付テハ前賞與期ニ於テノミ本條ヲ適用ス

第七條 左ノ者ニ對シテハ本賞與ヲ支給セズ

- 一 新兵並ニ甲種及乙種飛行豫科練習生
- 二 各科生徒、豫備學生、豫備生徒、豫備練習生及
豫備補習生
- 三 軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造

機學生、造兵學生、造船生徒、造機生徒、造兵生徒及齒科醫生徒並ニ同上ノ者、二年現役士官又ハ同候補生ニシテ任用又ハ採用後引續キ教育中ノモノ

第八條 扶養家族アル者ニハ賞與ヲ増給スルコトヲ得前項ノ扶養家族、増給額等ニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

第九條 賞與施行當日所屬ヲ變更シタル者ハ舊所屬廳ニ於テ之ヲ支給ス但シ特別ノ事情アル場合ハ舊所屬廳ニ於テ其ノ賞與額ヲ決定移牒シ新所屬廳ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得

第十條 現定員外武官及前任定員外武官ニ對スル支給ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 本賞與金ハ特別ノ令達ナキ限り各基本給與相當費目ヨリ支出スルモノトス

第十二條 日給者ハ日給三十日分ヲ以テ一月分トス第十三條 本賞與ノ辭令書ハ別ニ之ヲ交付セズ

官房機密第二八二一號

昭和十六年官房機密第一二六三九號中左ノ通改正ス

昭和十七年三月七日

海軍大臣
第一項第六號中「(練習航空隊)」ヲ削リ同號ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ補缺員、修學中ノ者ヲ除ク

附則

本令ハ昭和十七年三月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

官房機密第二八二二號 昭和十七年三月七日

昭和十六年官房機密第一二六三九號第一項第七號ノ部隊ヲ通指定ス但シ増俸ノ額ハ同號第一項但書ニ依ル

本令ハ昭和十七年三月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス
昭和十七年三月七日

海軍大臣

外戰部隊又ハ内戰部隊ニ編入セシメラレタル潜水艦基地隊、海軍通信隊、海軍警備隊及防備隊但シ補缺員、修學中ノ者ヲ除ク

官房第一二六五號

昭和十六年官房第六七〇七號ニ依ル第三十五海軍軍用郵便所ハ二月二十二日ヨリ事務ヲ開始ス

昭和十七年三月七日

海軍大臣

(昭和十六年十二月二十六日本棚参照)

官房第一二六六號

昭和十七年三月七日

海軍大臣

關係所屬長官殿

靖國神社合祀未濟者調査ノ件訓令

昭和六年乃至九年事變又ハ支那事變ニ關シ昭和十五年十二月三十一日迄ニ死歿シタル左記該當ノ軍人軍屬ニシテ靖國神社ニ合祀未濟ノ者ヲ鎮守府司令長官ハ在籍特務士官以下ノ軍人及所屬判任官以下ノ軍屬ニ就キ、其ノ他ノ所屬長官ハ所屬判任官以下ノ軍屬ニ就キ調査ノ上別紙書式(戰死戰傷死者ハ甲號書式、病死災厄死者等ハ乙號書式)ノ名簿ニ戶籍抄本ヲ添ヘ來五月三十一日迄ニ本省ニ到達スル如ク提出スベシ

記

- 一 戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル者
- 二 事變地ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ溺水又ハ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者

- 三 事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲溺水又ハ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者
- 四 事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至當ト認ムベキ者

備考

- (イ) 合祀名簿ハ事變別ニ且甲號、乙號書式毎ニ別冊トシ官等順ニ(同一官等ノモノハ死亡日ノ前後ニ依ル)假綴トシ各冊毎ニ一連名簿ヲ附ス
- (ロ) 官職位階勳等功級及死亡年月日等誤記スルコトナキ様特ニ注意ヲ要ス
- (ハ) 合祀名簿提出後本省ニ於テ審査ノ間ニ論功行賞發表ノ爲勳等功級訂正ノ要アラバ其ノ旨速ニ通報スルモノトス
- (ニ) 遺族ノ指定ハ妻子(庶子ヲ含ム)、相續人、父母、祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母、從兄弟ノ順位ニ依ル但シ義兄弟姉妹ニハ及バザルモノトス尙上ニ依ル血縁者ナキ場合ニハ故人ノ祭祀ヲ行フ者トス
- (ホ) 死亡認定セラレタル者ニシテ死體未收容ノモノハ死亡事由記載例ニ依ルノ外死亡認定ノ根據トナルベキ事項ヲ詳記スルヲ要ス
- (ヘ) 本名簿再提出ノ場合ハ各名簿上欄餘白ニ「再提

<p>出「ト朱書スルモノトス</p> <p>(ト) 本名簿ニ添附スベキ戸籍抄本ハ同一戸籍内ニ在ル者ノ全員ノ名及續柄等(事項省略)竝ニ本人死亡事項ヲ記載シアルモノトス</p> <p>(チ) 事變地トハ滿洲國(關東州ヲ除ク)及支那方面ヲ謂フ</p> <p>(別紙四葉添)</p>		<p>經物第四〇號</p> <p>昭和十七年三月六日</p> <p>海軍省 經理局長</p> <p>關係各廳長殿</p> <p>前金拂又ハ概算拂契約者ニ關スル件通知</p> <p>昭和十三年三月經物第一〇六號第一項第四號ニ依ル首題ノ件左記ノ通承認致候</p> <p>記</p>		<p>時弘 德右衛門 平壤府港町一〇番地</p> <p>古山 尙 鈺 新義州府榮町七丁目二二番地</p> <p>株式會社住友本社 大阪府東區北濱五丁目二二番地</p> <p>株式會社中山製鋼所 大阪市大正區船町三番地</p>							
株式會社日本精密工具製作所	株式會社興亞精機製作所	株式會社東洋化工機製作所	赤地 近市	株式會社伊井組	增田 喜作	株式會社武藤電氣製鋼所	東亞重工工業株式會社	利根川精機製作所	日本螺旋株式會社	合名會社菊水製作所	佐川 好一
大阪府西成區長橋通六丁目十一番地	茨城縣稻敷郡牛久村牛久三一八番地	東京府王子區上十條町二五三番地	東京府目黒區三田一七七番地	福井府佐枝上町七二番地	大阪府住吉區天王寺町三二八六番地	大阪府大正區小林町二二二番地	東京府立川市三〇七〇番地	東京府大森區調布千鳥町九番地	東京府蒲田區糞谷町三丁目一〇〇番地	京都市中區西ノ京上合町二四番地ノ三	大分縣佐伯市一〇二二番地ノ一

○ 辭 令

海軍公報(部内限)第四千三十七號 昭和十七年三月七日

二三七

海軍主計特務中尉 福場 坂二

海軍特務少尉 平松 芳雄

海軍一等兵曹 石渡 亨

同 滝野 慶市

同 真崎 嘉一

海軍二等兵曹 榎 健志

同 森 二三男

海軍二等看護兵曹 友澤 侯祐

海軍三等兵曹 内山 勝二

海軍一等水兵 林 信義

海軍一等看護兵 勢田 敏夫

海軍筆生 石井 佳

佛領印度支那及「タイ」國出張ヲ免ス(註明海軍省)

海軍大佐 草川 淳

東榮丸ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(註明支出官) 海軍省經理局長)

○ 雜 款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局氣付(軍事郵便) イ壹九 イ貳四
(第四十航空隊)

本艦宛郵便物宛名ヲちとせ丸或ハ千歳(軍艦)ト記入
シアル爲、ちとせ丸、或ハ軍艦千歳等ニ誤送、又ハ延
着、未着等事務遂行上支障多キニ付自今宛名ヲ明瞭ニ
記入ノコトニ取計相成度
(特設砲艦千歳丸)

○殘務整理
驅逐艦夏潮殘務整理ハ三月三日ヨリ吳海兵團内ニ於テ
之ヲ行フ

○移轉
當隊三月十五日愛知縣西加茂郡保見村伊保ヶ原ニ移轉
ス
追テ郵便物等ハ同所宛發送相成度
(霞ヶ浦海軍航空隊名古屋分遣隊)

(別紙)
甲號書式(用紙美濃紙)

(昭和十七年三月七日海軍公報(部内限))

官(職)位勳功爵氏名	生年 月日	本籍地	遺族		所屬艦船部隊	死亡事由
			現住所	續柄及氏名		
靖國神社合祀海軍軍人軍屬名簿 又ハ 鎮守府 艦隊 等						
					軍艦何、第何驅逐隊、何特別陸戰隊、何航空隊等(准士官以上ハ上記ノ外艦隊又ハ鎮守府名等ヲ括弧内ニ記入ス)	
					昭和何年何月何日支那何省何地ノ戰闘ニ於テ腹部貫通銃創(何々)ヲ受ケ戰死又ハ	
					昭和何年何月何日支那何省何々空襲ノ際敵防禦砲火ヲ被リ何省何々地ニ突入(何々)戰死	
					又ハ 昭和何年何月何日支那何省何地ノ戰闘(匪賊討伐)ニ於テ左胸部貫通砲彈彈片創(何々)ヲ受ケ負傷、何年何月何日何病院(何省何地)(何)ニ於テ該傷ニ因リ死亡	
					又ハ 昭和何年何月何日支那何省何々空襲爆發後行方不明ト爲リ何月何日戰死ト認定	
					死亡年月日	昭和何年何月何日

(註)

- 一 本名簿ニハ昭和六年九月十八日ヨリ同十二年七月六日ニ至ル間ニ於ケル昭和六年乃至九年事變關係及支那事變關係ニテ昭和十二年七月ヨリ同十五年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ戰死又ハ戰傷ノ爲死歿シタル軍人軍屬ニシテ靖國神社ニ合祀未済ノ者ヲ記載ス
- 二 軍屬ニ在リテハ本記載例ニ依ルノ外死亡事由欄ニ戰死又ハ戰傷ヲ受ケタル當時ノ任務、死亡事由等合祀判定ノ基礎要項ヲ詳記シ同欄末尾ニ採用年月日及死亡時ノ舊官職名ヲ附記ス尙雇員、傭人等ニ在リテハ職名欄ヲ左ノ通記載ス
- 三 雇員(筆生)、傭人(工作手)、工員(鑄工職手)等
本名簿ハ一枚ニ一名限リ記載ス

(別紙)
乙號書式(用紙美濃紙)

(昭和十七年三月七日海軍公報(部内限))

官(職)位勳功爵氏名		靖國神社合祀海軍軍人軍屬名簿	
生 年 月 日		又 何 鎮 守 隊 等	
本 籍 地			
遺 族			
現 住 所	續柄及氏名		
所 屬 艦 船 部 隊		軍艦何、第何驅逐隊、何特別陸戰隊、何航空隊等(准士官以上ハ上記ノ外艦隊又ハ鎮守府名等ヲ括弧内ニ記入ス)	
死 亡 事 由		昭和何年何月何日ヨリ軍艦何乗組何方面ニテ事變勤務ニ從事中何年何月何日何方面(支那何省何地)ニテ公務ノ爲何病ニ罹リ何年何月何日何病院(何地)(何)ニ於テ死亡 又ハ 昭和何年何月何日ヨリ陸戰隊勤務ノ處何年何月何日支那何省(何地)(何)ニテ何作業ニ從事中何江中ニ顛落溺水行方不明ト爲リ同日附死亡ト認定 又ハ 昭和何年何月何日支那何省何地何々ニテ荷物整理中砲彈破裂ノ爲即死 又ハ 昭和何年何月何日ヨリ何々ニテ事變動務ニ從事中何年何月何日支那何省(何地)(何)ニテ(何)ニテ公務ノ爲何病ニ罹リ何年何月何日兵役免除何年何月何日何病院(何地)(何)ニ於テ死亡	

(註)

- 一 本名簿ニハ昭和六年九月十八日ヨリ同十二年七月六日ニ至ル間ニ於ケル昭和六年乃至九年事變關係及支那事變關係ニテ昭和十二年七月七日ヨリ同十五年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル軍人軍屬ニシテ靖國神社ニ合祀未済ノ者ヲ記載ス
 - (イ) 事變地ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ溺水又ハ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者
 - (ロ) 事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲溺水又ハ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者
 - (ハ) 事變地ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至當ト認ムベキ者
 - (ニ) 事變地以外ノ地ニ於ケル溺水、傷痕及疾病ニ依ル死歿者ハ事變ニ直接關係スル公務ニ基因シ事變動績特ニ顯著ナル者ニ就キ詮議ス
 - (三) 傷痕、疾病ニ依ル死歿者ハ其ノ負傷又ハ發病ノ日ヨリ概ネ三年以内ニ於テ死歿シタル者ニ就キ詮議ス
 - (四) 軍屬ニ在リテハ本記載例ニ依ルノ外死亡事由欄ニ溺水又ハ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル當時ノ任務、死亡事由等合祀判定ノ基礎事項ヲ詳記シ同欄末尾ニ採用年月日及死亡時ノ舊官職名ヲ附記ス尙雇員、傭人等ニ在リテハ職名欄ヲ左ノ通記載ス
- 二 雇員(通稱)、傭人(舟夫)、工員(一等検査員)等
- 三 本名簿ニハ戸籍抄本ノ外事實證明書、現認證明書、診斷書、死亡診斷書等ノ書類(寫)ヲ添附ス
- 四 兵役免除又ハ退職後自宅等ニ於テ死亡シタルモノハ前號ノ書類ノ外ニ地方醫師ノ診斷書ヲ添附ス
- 五 本名簿ノ下部欄外ニ別紙書式ノ附箋ヲ貼附ス
- 六 本名簿ハ一枚ニ一名限リ記載ス

(別紙) / (昭和十七年三月七日海軍公報(部内限))
 乙號合記名簿ニ貼付スル附箋書式

勤務處	勤務	事變地勤務	
		始期	終期
摩耶	×	一、二、八、二〇	中北支 五十四日
同	一、三、四、四、九	南支	六日
横一特	一、四、一、五、二、七	北支	五月十一日
計			七月十一日
發病年月日	昭十四年九月十六日		
需診年月日及場所	昭十四年十月七日	横一	特
死亡時傷病名	肺結核		
死亡場所及傷死溺死等ノ別	横須賀病院	戦病	死
死亡年月日	昭十五年一月四日		
記	需診時ハ慢性氣管支炎		

(註)

一 事變地勤務

(イ) 艦船乗員ノ事變地勤務ハ加算調書記載ノ通當該艦船ノ加算始終期ニ依ル

(ロ) 赴任等ノ場合艦船便乗中ノ期間ハ除算シ著任ノ日ヲ以テ始期トシ退廳ノ日(入院等ノ場合ハ入院等ノ日)ヲ以テ終期トス

二 始終期ノ記載方法

(イ) 事變地ニ引續キ勤務ノ場合
 連日引續キ事變地勤務ノモノハ其ノ最初ノ月日ト最後ノ月日トヲ記載シ勤務日數ヲ計算ス

(ロ) 連月事變地勤務アルモノハ途中ニ於テ一時内地歸著等ノ場合ニ於ケル始終期ノ記載方法ハ前號ノ通ナルモ日數ノ計算ハ一時内地歸著(事變地外勤務)ノ間ハ除算シ實際事變地ニ勤務セル日數ヲ算出ス(加算調書ニ依ルコト)

此ノ場合別紙例示ノ如ク始終期欄ニ×印ヲ附ス

(別紙)

一連名簿ノ書式(用紙模造半葉野紙)

(昭和十七年三月七日海軍公報(部内限))

記	事	死亡年月日	論功行賞	官(職)	氏名
	支那事變 甲 號	靖國神社合祀一連名簿	又ハ	鎮守隊等	
		昭、一五、一、一五	功六、單光	特少尉	、 、 、 、 、 、
		一、八	功五、旭六	空特少尉	、 、 、 、 、 、
		二、三	功六、青色	兵曹長	、 、 、 、 、 、
		"	旭七	一曹	、 、 、 、 、 、
		三、二七	賜金	"	、 、 、 、 、 、
		三、二九	功六、旭七	一 整曹	、 、 、 、 、 、
		二、一	旭八	備 人	、 、 、 、 、 、

(註) 名簿ハ二通ヲ要ス

1347

海軍公報 (部内限) 號外

海軍大臣官房

昭和十七年三月七日(土)

○ 令 達

官房第一二三四號

昭和十五年度及昭和十六年度新造雜役船ノ公稱番號、船種、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十七年三月六日

海軍大臣

(限 内 部)

公稱番號	船種	所屬	定數別	製造訓令番號		竣工豫定期日	備考
				製造所	契約納入場所		
第二四九號	曳船 (百五十艘)	横須賀海軍工廠	臨時附屬	昭和十六年官房機密第四七八號 (横須賀)	昭和十六年 二月末日		
第二四〇號	同	佐世保海軍港務部	同	同年官房機密第四七九號 (鎮海)	同 四月十七日		第四海軍建築部用 (サイパン)
第二四三號	同	横須賀海軍建築部 (第四總隊司令部供用)	同	同	同 三月末日		
第二四三號	同	佐世保海軍港務部 (香島方面特別根據地司令部供用)	同	同	同 四月十七日		青島港務用
第二四三號	交通船兼曳船 (六十艘)	根津地政司令 印付用	同	同	同 二月末日		青島補給用
第二四四號	同	第十一航空廠舞鶴支廠	定數補充	同十六年官房機密第九二八四號 (舞鶴)	同 三月末日		

海軍公報 (部内限) 號外

第一四八號	同	(同)	吳海軍工廠	臨時附屬	(吳) 同年官房機密第四〇八七號	一月末日年	
第一四七號	内	火艇 (十五米)				四月末日年	トラック用
第一四六號	同	(同)	海軍航空技術廠 (第四艦隊司令部供用)	臨時附屬	同十六年官房機密第九二八五號 (横須賀)	同	トラック用 信除用
第一四五號	交通船兼曳船	(二十噸)	横須賀防備隊 (第四艦隊司令部供用)	臨時附屬	同	同	
第一四四號	曳	(二百五十噸)	海軍技術研究所	臨時附屬	同	同	
第一四三號	同	(同)	德島海軍航空隊	同	同	同	
第一四二號	同	(同)	香取海軍航空隊	同	同	同	
第一四一號	同	(十二米)	三澤海軍航空隊	同	墨田川造船所	同	
第一四〇號	同	(同)	香取海軍航空隊	定數補充	同	三月三十一日年	
第一三九號	同	(同)	同	同	同	同	
第一三八號	同	(同)	三澤海軍航空隊	同	横濱ヨット	四月三十日年	
第一三七號	同	(同)	第六十一航空廠東 港支廠	同	(吳) 同年官房機密第九二八二號	同	
第一三六號	内	火艇 (十五米)	第十一航空廠	定數補充	同	同	
第一三五號	交通船兼曳船	(二十噸)	馬公海軍港務部 (第二遣支隊司令部供用)	臨時附屬	昭和十六年官房機密第四七九二號 (馬公)	三月十七日年	廣東用

海軍公報 (部内限) 號外

第二九七號	第二九六號	第二九五號	第二九四號	第二九三號	第二九二號	第二九一號	第二九〇號	第一四四號	第一四三號	第一四二號	第一四一號	第一四〇號	第一三九號
同	同	同	カッタ (九米)	同	同	同	同	同	同	同	同	飛行機救難船 (三百噸)	同
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
同	館山砲術學校	同	香取海軍航空隊	德島海軍航空隊	香取海軍航空隊	同	三澤海軍航空隊	海軍兵學校			大井海軍航空隊		
同	同	同	同	同	同	同	定數補充	同			定數補充		
			同	横濱ヨット工 作所	同	同	墨田川造船所	同	横濱ヨット工 作所	同	同	三菱長崎造船 所	宇品造船所
			同	同	同	同	横須賀工廠	同	横須賀工廠	同	同	佐世保工廠	吳工廠
八同 月十六 日年			同	同	同	同	同	同	三同 月末 日年	同	同	一同 月二十三 日年	三同 月末 日年

海軍公報 (部内限) 號外

第四三三號	第四三二號	第四三一號	第四三〇號	第四二九號	標	第三三〇號	第三二九號	第三二八號	第三二七號	第三二六號	第三二五號	第三二四號	第三二三號
同	同	同	同	同	標	同	同	同	同	同	同	同	同
(同)	(第一種標的)	(同)	(特型)	(同)	(特型)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
		横須賀海軍港務部 (第四總隊司令部供用)				海軍機關學校		舞鶴防備隊		佐世保防備隊			
		臨時附屬				同		同		同		同	
(横須賀) 同年官房機密第九二八五號		(吳) 同年官房機密第九二八二號				(舞鶴) 同年官房機密第九二八四號						(佐世保)	
十 一 月 十 六 日 年		三 月 十 七 日 年				同						十 月 末 日	

五

1352

第四三五號	同	運貨船	馬公海軍港務部 (第二遊支隊司令部供用)	臨時附屬	三菱江南造船	第一工作部	十同 二月末 日年	廣東用
第四三六號	同	(シヤラン型) (百噸積)	佐世保海軍港務部 (支那方面艦隊司令部供用)	同	同	同	十同 二月末 日年	厦門用
第四三七號	同	(タルマ型) (百噸積)	同	同	同	同	十同 二月末 日年	港務部用
第四三八號	同	(シヤラン型) (百噸積)	第二海軍航空廠	定數補充	同	同	十同 二月末 日年	
第四三九號	同	(同)	第十一海軍航空廠	同	同	同	九同 月二十三 日年	
第四四〇號	同	液漑船 (アリストマン式)						
第四四一號	同	(同)						
第四四二號	同	(同)						
第四四三號	同	(同)						
第四四四號	起	起重機船 (舉揚力五十噸)					二同 月十七 日年	
第四四五號	泥	受船 (十坪積)					十同 二月末 日年	
第四四六號	同	(同)						
第四四七號	同	(同)						
第四四八號	同	(同)						
第四四九號	同	(同)						

海軍公報 (部内限) 號外

第四四四號	第四四五號	第四四七號	第四四七號	第四四七號	第四四七號	第四四九號	第四四九號	第四四六號	第四四六號	第四四六號	第四四六號	第四四六號	第四四六號	第四四六號	第四四六號	第四四六號		
同	同	內 火傳馬船 (十二米)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
(同)	(同)																	
第二航空廠	同	第一航空廠														佐世保海軍建築部		
同	同	定數補充														臨時附屬		
(同年官房機密第九二八五號) (横須賀)																油谷機械工作		
三同 月 末 日年			二同 月 上 七 日年															
																		海南島檢 港施設用 檢林

七

1354

第四九號	第四八號	第四七號	第四六號	第四五號	第四四號	第四三號	第四二號	第四一號	第四〇號	第三九號	第三八號	第三七號	第三六號	第三五號
同	傳 (馬船)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
(同)	(十米)	(同)	(同)	(十米)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(十二米)
佐世保海軍港務部 (支那方面艦隊司令部供用)	三澤海軍航空隊	德島海軍航空隊	香取海軍航空隊	馬公海軍港務部 (第二遣支艦隊司令部供用)	三澤海軍航空隊	第六十一航空廠東 港支廠	同	同	同	同	同	同	同	同
臨時附屬	同	同	定數補充	臨時附屬	同	同	同	同	同	同	同	同	同	定數補充
同年官房機密第四七八號 (佐世保)	同年官房機密第四七九〇號 (大湊)	同年官房機密第四七八七號 (吳)	同年官房機密第四七八六號 (横須賀)	同年官房機密第四七八八號 (佐世保)	同年官房機密第四七九〇號 (大湊)	同年官房機密第九二八三號 (馬公)	同年官房機密第九二八一號 (大湊)	同年官房機密第九二八二號 (吳)						
十月十六日年	同	同	三月末日年	一月末日年	三月十七日年	同	同	同	同	同	同	同	同	同
工作部用				海南島用	廣東用	東沙島用								

第四九〇號	同	同	吳海軍港務部	公稱第七四二號 (定數)	同年官房機密第九二八二號 (吳)	一月十七日年
第四九二號	同	同	同	公稱第七九二號 (定數)	同年官房機密第九二八七號 (佐世保)	同
第四九〇號	同	同	舞鶴海軍工廠	定數補充	同年官房機密第九二八四號 (舞鶴)	十月二十六日年
第四八〇二號	同	同	館山海軍砲術學校	定數補充	同年官房機密第四七八六號 (横須賀)	八月末日年
第四八〇三號	同	同	同	定數補充	同年官房機密第四七八七號 (吳)	三月十七日年
第四八〇四號	同	同	豐橋海軍航空隊	同	同年官房機密第四七九〇號 (大湊)	同
第四八〇五號	同	同	香取海軍航空隊	同		八月十六日年
第四八〇六號	同	同	德島海軍航空隊	同		同
第四八〇七號	同	同	三澤海軍航空隊	同		同
第四八〇八號	同	同	同	同		同
第四八〇九號	同	同	松島海軍航空隊	同		同
第四八二號	同	同	同	公稱第五九一號 (定數)		同
第四八二號	同	同	同	公稱第七四六號 (定數)		同

第四三七號	同	(同)					
第四三六號	同	(同)					
第四三五號	同	(同)					
第四三四號	同	(同)					
第四三三號	同	(同)					
第四三三號	同	(同)					
第四三二號	同	(同)					
第四三〇號	同	(同)					
第四一九號	同	(同)					
第四一八號	同	(同)					
第四一七號	同	(同)					
第四一六號	同	(同)					
第四一五號	同	(同)					
第四一四號	同	(同)					
第四一三號	傳	馬船 (八米)	橫須賀第二海兵團	定數補充	昭和十六年官房機密第九二八五號 (橫須賀)	十月十六日	
			大竹海兵團	定數補充	(吳) 同年官房機密第九二八二號	十月十二日	
			佐世保第二海兵團	定數補充		十月末日	

海軍公報(部内限) 號外

第四八二號	第四八三號	第四八四號	第四八五號	第四八六號	第四八七號	第四八八號	第四八九號	第四九〇號	第四九一號	第四九二號	第四九三號	第四九四號	第四九五號	第四九六號	第四九七號	第四九八號	第四九九號	第五〇〇號
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
		舞鶴海軍建築部		舞鶴海軍工廠	佐世保海軍港務部 (旅順方面特別根據地隊司令部供用)	大湊海軍港務部	海軍航空技術廠 (第四艦隊司令部供用)		横須賀海軍軍需部 (第四艦隊司令部供用)		佐世保海軍港務部							
		同		同	臨時附屬	定數補充	同		臨時附屬		公稱第二七〇四 號代船(定數)							
		同年官房機密第九二八四號 (舞鶴)		同年官房機密第九二八三號 (旅順)	同年官房機密第九二八一號 (大湊)				同年官房機密第九二八七號 (佐世保)									
		三同 月十七 日年		十同 月十六 日年	二同 月末 日年			三同 月十七 日年										
		木製					サイパン用 パラオ用 トラック用		サイパン用 パラオ用 トラック用									

1358

第四三三號	第四三四號	第四四五號	第四四六號	第四四七號	第四四八號	第四四九號	第四五〇號	第四五一號	第四五二號	第四五三號	第四五四號	第四五五號	第四五六號
(運貨船)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
横須賀海軍建築部	吳海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍建築部	佐世保海軍工廠
臨時附屬	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	定數補充
昭和十六年官房機密第九二八五號(横須賀)	同年官房機密第九二八二號(吳)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)	同年官房機密第九二八七號(佐世保)
昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年	昭和十七年三月末日年
木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製

第477號	第478號	第479號	第480號	第481號	第482號	第483號	第484號	第485號	第486號	第487號	第488號
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
					大湊海軍建築部	舞鶴海軍建築部	佐世保海軍港務部	佐世保海軍建築部	吳海軍建築部	橫須賀海軍建築部	
				同	同	臨時附屬	定數補充	同	同	臨時附屬	
				同(大湊)	同(舞鶴)	同年官房機密第九二八四號	同年官房機密第九二八七號	同年官房機密第九二八二號	同年官房機密第九二八五號	同年官房機密第九二八八號	
				十同	十同	同	同	三同	二同		
				一月末	十月末			月末	月末		
				日年	日年			日年	日年		

海軍公報 (部内限) 號外

一三

1360

第四七三號	運貨船 (國平型)(單槳)			
第四七二號	(同)			
第四七四號	(同)			
第四七五號	(同)			
第四七六號	(同)			
第四七七號	(同)			
第四七八號	(同)			
第四七九號	(同)			
第四八〇號	(同)			
第四八一號	(同)			
第四八二號	(同)			
第四八三號	(同)			
第四八四號	(同)			
第四八五號	(同)			
第四八六號	(同)			
		佐世保海軍建築部		
		臨時附屬		
		昭和十六年官房第四六一九號(佐世保)		
		十 月 末 日年		

第487號	同	(三百五十噸積)	吳海軍工廠	同	同年官房機密第九二八二號	同	三月十七日
第488號	同	(圓平型)(五噸積)	第三海軍火藥廠	同	(吳) 同年官房機密第七二四五號	同	十一月十六日
第489號	水	(二百五十噸積)	佐世保海軍港務部	定數補充	(舞鶴) 同年官房機密第九二八七號	同	三月十七日
第490號	起	(舉揚力十五噸)	吳海軍建築部	臨時附屬	(佐世保) 同年官房機密第九二八二號	同	
第491號	同		大湊海軍建築部	同	(吳) 同年官房機密第九二八一號	同	
第492號	泥	(受)	吳海軍港務部	定數補充	(大湊) 同年官房機密第九二八二號	同	
第493號	同	(三十五坪積)	佐世保海軍港務部	同	(吳) 同年官房機密第九二八七號	同	
第494號	同	(八坪積)	橫須賀海軍建築部	臨時附屬	(佐世保) 同年官房機密第九二八五號	同	
第495號	同				(橫須賀) 同年官房機密第九二八五號	同	
第496號	同					同	
第497號	同					同	
第498號	同					同	
第499號	同		吳海軍建築部	同	(吳) 同年官房機密第九二八二號	同	

第四九二號	泥 受 （八坪積）						
第四九三號	同 （同）	佐世保海軍建築部	臨時附屬	昭和十六年官房機密第九二 八七號（佐世保）	三 昭 和 十 七 年 末 日		
第四九四號	同 （同）	同	同	同	同		
第四九五號	同 （同）	舞鶴海軍建築部	同	同年官房機密第九二八四號 （舞鶴）	同		
第四九六號	同 （同）	同	同	同	同		
第四九七號	同 （同）	大湊海軍建築部	同	同年官房機密第九二八一號 （大湊）	同		
第四九八號	同 （同）	同	同	同	同		
第四九〇號	橋 （長二四米巾九米）	横須賀海軍工廠	同	同年官房機密第九二八五號 （横須賀）	同		
第四九一號	同 （同）	佐世保海軍工廠	公稱第一五九七 號代船（定數）	同年官房機密第九二八七號 （佐世保）	同		
第四九二號	同 （長二〇米巾六米）	佐世保海軍需用部	公稱第二八七〇 號代船（定數）	同	同		
第四九三號	同 （同）	大竹海、兵團	定數補充	同年官房機密第九二八二號 （吳）	一 月 二 十 四 日 年		
第四九四號	同 （長一五米巾五米）	館山海軍砲術學校	同	同年官房機密第四七八六號 （横須賀）	十 月 十 六 日 年		
第四九五號	同 （同）	海軍航海學校	同				

第917號	同	鎮海海軍工作部	公稱第三三四二號代船(定數)	同年官房機密第九二八六號 (鎮海)	二月十七日	
第918號	同 (長十二米巾四米)	香取海軍航空隊	定數補充	同年官房機密第四七八六號 (横須賀)	三月末日	
第919號	同	豐橋海軍航空隊	同	同年官房機密第四七八七號 (吳)	同	
第920號	同	德島海軍航空隊	同	同年官房機密第四七九〇號 (大湊)	十月十六日	
第921號	同	三澤海軍航空隊	同			
第922號	同	横須賀海軍工廠	公稱第八二號代船(定數)			
第923號	同	同	公稱第六二五號代船(定數)		三月十七日	
第924號	同	海軍工機學校	定數補充	同年官房機密第九二八五號 (横須賀)		
第925號	同	横須賀海軍需部 (第四艦隊司令部供用)	臨時附屬			トラック用
第926號	同	海軍航空技術廠 (第四艦隊司令部供用)	同		十月十六日	パラオ用
第927號	同					サイパン用
第928號	同	舞鶴海軍工廠	公稱第八二五號代船(定數)	同年官房機密第九二八四號 (舞鶴)	三月十七日	
第929號	同	舞鶴防備隊	定數補充			
第930號	魚雷運搬船 (百五十噸)					

第四三號	同	海軍機雷學校	同	石川島造船所	同	機雷運搬用
第四三號	同	海軍機雷學校	同	石川島造船所	同	機雷運搬用
第四三號	魚雷運搬船 (百五十艘)	吳海軍工廠	定數補充	昭和十六年官房機密第四〇 八七號(吳)	昭和十七年 三月十七日	

1365

海軍公報 (部内限) 第四千三十八號

昭和十七年三月九日(月)

海軍大臣官房

○令 達

官房第一二八一號

昭和十六年官房第五三一六號中左ノ通改正ス

昭和十七年三月九日

海 軍 大 臣

〔學校報國隊員〕ヲ「國民勤勞報國隊員」ニ改ム

第二號ヲ第四號トシ第三號ヲ第五號トシ第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 手 當

手當ハ別表ニ依リ之ヲ支給ス

所轄長ハ土地ノ狀況等ニ依リ所屬長官ノ認許ヲ受ケ

前項ノ手當ヲ減額スルコトヲ得

所屬長官前項ノ認許ヲ爲シタルトキハ之ヲ報告スベシ

第一項ノ手當ハ學生ニ在リテハ當該隊長ニ之ヲ交付ス

二 往復旅費

就業ノ爲各廳ニ出頭ノ日及歸郷(歸校ヲ含ム)ノ爲就業廳ヲ離ルル日ハ鐵道賃、軌道賃及船賃ノ實費(下級等級トス)ヲ支給スルコトヲ得但シ就業廳所在地ノ市町村(市町村ニ準ズベキ行政區ヲ含ム)以下之ニ同ジ)ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラス

三 宿泊料及食卓料

就業中官ノ宿舍ニ起臥ヲ爲シ連日勤勞ニ従事スル場合ハ本表ノ外六十錢以内ニ於テ朝夕食代ノ實費ヲ食卓料トシテ支給スルコトヲ得
前項ニ該當スル者官ノ宿舍ニ起臥セザルトキハ宿數ニ應ジ一日一回二十錢以内ノ宿泊料ヲ支給シ食卓料ハ支給セズ
前二項ハ就業廳ノ所在地ノ市町村ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ニハ之ヲ適用セズ

(別表)

海軍公報(部内限) 第四千三十八號 昭和十七年三月九日

二三九

名	區分		日	額
	男	女		
一	三十歲以上	一〇〇	二〇	
般	二十歲以上 三十歲未滿	八〇		六〇
學	專門學校以上	六五		五〇
生	中等學校 (普通學校ヲ含ム)	五〇		四五
國民學校		四〇		四〇

備考
本日額ハ一人一日ノ勤勞ニ對スルモノトス半日ノ勤勞ハ其ノ半額ヲ支給ス

○通牒

經豫第五四號
昭和十七年三月九日
海軍省經理局長
各支出官殿

支拂豫算ニ關スル件通牒
昭和十六年度一般會計支拂豫算ニシテ増額又ハ減額ヲ要スルモノハ整理ノ都合上四月十五日迄ニ必ズ當局ニ到達スル様請求書提出相成度

○辭令

(各通)
鐵道屬 鈴木 正木
同 岡村 明治
海軍運輸部附ヲ命ス(海軍省)
海軍少佐 志村 正
第二課勤務ヲ命ス(海軍省軍務局)

○雜款

○司令潜水艦一時變更
第三潜水隊司令ハ三月一日司令潜水艦ヲ伊號第二十一潜水艦ヨリ伊號第二十二潜水艦ニ一時變更セリ

○事務所設置
第二號敷設艇艦裝具事務所ヲ神奈川縣三浦郡浦賀町谷戸六番地浦賀船渠株式會社浦賀工場内ニ設置シ三月三日事務ヲ開始セリ